

二十五 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)</p> <p>11-2-2 令第 116 条の 3 第 1 号(会社更生等の場合の欠損金額の範囲)、<u>令第 117 条の 2 第 1 号(民事再生等の場合の欠損金額の範囲)及び第 118 条(解散の場合の欠損金額の範囲) ……………</u></p> <p><u>(残余財産がないと見込まれるかどうかの判定の時期)</u></p> <p>11-2-7 法第 59 条第 3 項(解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入)に規定する「残余財産がないと見込まれる」かどうかの判定は、<u>連結法人の清算中に終了する各連結事業年度終了の時の現況による。</u></p> <p><u>(残余財産がないと見込まれることの意義)</u></p> <p>11-2-8 <u>解散した連結法人が当該連結事業年度終了の時ににおいて債務超過の状態にあるときは、法第 59 条第 3 項(解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入)に規定する「残余財産がないと見込まれるとき」に該当するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(残余財産がないと見込まれることを説明する書類)</u></p> <p>11-2-9 規則第 26 条の 6 第 3 号(会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類)に定める「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」には、例えば、<u>連結法人の清算中に終了する各連結事業年度終了の時の実態貸借対照表(当該連結法人の有する資産及び負債の価額により作成される貸借対照表をいう。以下 11-2-9 において同じ。)</u>が該当する。</p> <p><u>(注) 連結法人が実態貸借対照表を作成する場合における資産の価額は、当該連結事業年度終了の時ににおける処分価格によるのであるが、当該連結法人の解</u></p>	<p>(前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された個別欠損金額の合計額)</p> <p>11-2-2 令第 116 条の 3 第 1 号(会社更生等の場合の欠損金額の範囲) <u>及び令第 118 条第 1 号(民事再生等の場合の欠損金額の範囲) ……………</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>散が事業譲渡等を前提としたもので当該連結法人の資産が継続して他の法人の事業の用に供される見込みであるときには、当該資産が使用収益されるものとして当該連結事業年度終了の時ににおいて譲渡される場合に通常付される価額による。</u></p>	

## 二十六 組織再編成に係る連結所得の金額の計算の通則

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正)</p> <p>12-1-1 ……………</p> <p style="padding-left: 40px;">……………<u>適格現物分配</u>……………<u>現物分配法人</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(被合併法人等から引継ぎ等を受けた帳簿価額の修正)</p> <p>12-1-1 ……………</p> <p style="padding-left: 40px;">……………<u>適格事後設立</u>……………<u>事後設立法人</u>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p><u>(資産等の引継ぎに関する書類の提出)</u></p> <p><u>12-1-2 連結法人が、当該連結法人を分割法人とする適格分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものに限る。）を行った場合において、当該連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結子法人の連結親法人）が法第 81 条の 24（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けているときであっても、令第 155 条の 6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により読み替えて準用される次に掲げる規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する書類の提出は、当該適格分割型分割の日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(1) <u>法第32条第5項(移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出)</u></p> <p>(2) <u>法第43条第9項(国庫補助金等に係る特別勘定の引継ぎに係る届出)</u></p> <p>(3) <u>法第48条第9項(保険差益等に係る特別勘定の引継ぎに係る届出)</u></p> <p>(4) <u>令第133条の2第8項(一括償却資産の引継ぎに係る届出)</u></p> <p>(5) <u>令第139条の4第13項(繰延消費税額等の引継ぎに係る届出)</u></p>

## 二十七 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
<p>12-2-1 <u>削 除</u></p>	<p><u>(名義株がある場合の特定資本関係の判定)</u></p> <p>12-2-1 <u>被合併法人等(被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。)と合併法人等(合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この章において同じ。)</u>との間に法第62条の7第1項(同条第3項において読み替えて準用される場合を含む。以下この章において同じ。)(<u>特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</u>)に規定する特定資本関係(以下この章において「<u>特定資本関係</u>」という。)があるかどうかを判定する場合において、一方の法人が他方の法人の株式(出資を含む。)を保有する関係かどうかは、<u>株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合にはその実際の権利者が保有するものとして判定する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(共同で事業を営むための<u>適格組織再編成等</u>の判定)</p> <p>12-2-2 法第62条の7第1項(同条第3項において読み替えて準用される場合を含む。以下12-2-3において同じ。)……………<u>適格組織再編成等</u>……………</p> <p>(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12-2-3 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。)……………<u>特定適格組織再編成等</u>により<u>支配関係法人</u>(同項に規定する<u>支配関係法人</u>をいう。)……………<u>令第123条の8第3項第4号</u>……………</p> <p><u>(最後に支配関係があることとなった日)</u></p> <p>12-2-5 <u>令第123条の8第1項第2号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の「最後に支配関係があることとなった日」については、11-1-5の取扱いを準用する。</u></p> <p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12-2-6 <u>令第123条の8第3項第4号</u>……………</p> <p><u>(事業を移転しない適格分割等)</u></p> <p>12-2-7 <u>分割法人又は現物出資法人が分割承継法人又は被現物出資法人に対してその有する株式のみを移転する適格分割又は適格現物出資は、令第123条の9第7項(特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例)の「事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資」に該当する。</u></p>	<p>(共同で事業を営むための<u>適格合併等</u>の判定)</p> <p>12-2-2 法第62条の7第1項……………<u>適格合併等</u>……………</p> <p>(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12-2-3 合併法人等……………<u>特定適格合併等</u>により<u>特定資本関係法人</u>(同項に規定する<u>特定資本関係法人</u>をいう。以下12-2-5において同じ。)……………<u>令第123条の8第2項第4号</u>……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12-2-4 の 2 <u>令第123条の8第2項第4号</u>……………</p> <p>(新 設)</p>

二十八 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>(他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等)</p> <p>13-2-3 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....費用の額、<u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の譲渡利益額若しくは譲渡損失額</u>.....</p> <p>1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>5 .....</p>	<p>(他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等)</p> <p>13-2-3 .....</p> <p>(注) .....</p> <p>.....費用の額.....</p> <p>1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>5 .....</p>

二十九 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う<u>譲渡損益調整額等</u>に係る収益及び費用の処理</p> <p><u>(譲渡損益調整額が 1,000 万円に満たないかどうかの判定単位)</u></p> <p>13-3-1 <u>令第 14 条の 8 第 2 号イ(時価評価資産等の範囲)の譲渡損益調整額が 1,000 万円に満たないかどうかは、その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定することに留意する。</u></p>	<p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う<u>長期割賦販売等</u>に係る収益及び費用の処理</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p><u>13-3-1の2</u> ……<u>令第14条の8第3号イ</u>……………</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p>13-3-2 ……<u>令第14条の8第4号イ</u>……………</p> <p>(他の連結グループへの加入に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p>13-3-3 …… ……………<u>13-3-1の2</u>……………</p>	<p>(繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p><u>13-3-1</u> ……<u>令第14条の8第2号イ</u>……………</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円に満たないかどうかの判定単位)</p> <p>13-3-2 ……<u>令第14条の8第3号イ</u>……………</p> <p>(他の連結グループへの加入に伴う繰延長期割賦損益額の判定)</p> <p>13-3-3 …… ……………<u>13-3-1</u>……………</p>

三十 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の通則

改 正 後	改 正 前
<p>第14章 <u>完全支配関係がある法人の間の取引の損益</u></p>	<p>第14章 <u>連結法人間取引の損益調整</u></p>
<p>(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</p> <p>14-1-1 ……<u>法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>……………<u>令第122条の14第2項(譲渡損益調整資産の対価の額等の特例)</u>の規定の適用がある場合を除き、<u>法第61条の13第1項</u>……………</p> <p>(注) ……<u>同項</u>……………</p>	<p>(譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義)</p> <p>14-1-1 ……<u>法第81条の10第1項(連結法人間取引の損益の調整)</u>……………<u>同項</u>……………</p> <p>(注) ……<u>同項又は法第61条の13第1項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)</p> <p>14-1-2 <u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u> ……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(譲渡損益調整額の計算における「原価の額」の意義)</p> <p>14-1-2 <u>法第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)</u> ……………</p> <p>……</p> <p><u>(圧縮記帳をした譲渡損益調整資産に係る譲渡損益調整額の計算)</u></p> <p>14-1-4 <u>令第 155 条の 22 第 3 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)の規定の適用上、同項第 5 号ハに掲げる規定の適用を受けた譲渡損益調整資産には、9-3-3(工事負担金を受けた連結事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等)の後段の取扱いにより圧縮記帳をした譲渡損益調整資産が含まれる。</u></p>

### 三十一 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整を行わない取引</u>)</p> <p>14-2-1 <u>連結法人が法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u> ……………<u>完全支配関係法人(当該連結法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等をいう。以下 14-3-10 までにおいて同じ。)</u> ……………<u>当該完全支配関係法人</u>……………</p> <p>(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</p> <p>14-2-2 ……………</p> <p>……………<u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の</u></p>	<p>(<u>連結法人間取引の損益の調整を行わない取引</u>)</p> <p>14-2-1 <u>連結法人が法第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)</u> ……………<u>他の連結法人</u>……………<u>当該他の連結法人</u>……………</p> <p>…</p> <p>(譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算)</p> <p>14-2-2 ……………</p> <p>……………<u>法第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)</u> 又は第</p>

改 正 後	改 正 前
<u>損益)</u> .....  (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... (5) ..... (6) ..... (7) ..... (8) ..... (9) ..... (10) .....	<u>61条の13第1項(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... (5) ..... (6) ..... (7) ..... (8) ..... (9) ..... (10) .....

三十二 譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</p> <p>14-3-1 <u>令第122条の14第4項第1号イ(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>に規定する「<u>その他これらに類する事由</u>」……………<u>次に掲げる事由</u>が該当する。</p> <p>(1) 金銭債権 ……………<u>完全支配関係法人</u>……………<u>回収されたこと</u>……………<u>適用を受けたこと</u></p> <p>(2) 償還有価証券 ……………<u>償還されたこと</u></p> <p>(3) 固定資産 ……………<u>滅失したこと</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>譲渡したものとみなされた事由</u>が含まれる。</p> <p>(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)</p> <p>14-3-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) ……………<u>令第122条の14第4項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(債権の取得差額に係る調整差損益を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>14-3-3 ……………</p> <p>……………<u>法第61条の13第2項</u>……………</p>	<p>(譲渡損益調整額の戻入れ事由)</p> <p>14-3-1 <u>令第155条の22第2項第1号(連結法人間取引の損益の調整)</u>に規定する「<u>その他これらに類する事由が生じた場合</u>」……………<u>次に掲げる事由が生じた場合</u>が該当する。</p> <p>(1) 金銭債権 ……………<u>連結法人</u>……………<u>回収された場合</u>……………<u>適用を受けた場合</u></p> <p>(2) 償還有価証券 ……………<u>償還された場合</u></p> <p>(3) 固定資産 ……………<u>滅失した場合</u></p> <p>(注) ……………</p> <p>……………<u>譲渡したものとみなされた場合</u>が含まれる。</p> <p>(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額)</p> <p>14-3-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) ……………<u>令第155条の22第3項、第5項若しくは第8項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》又は第122条の14第4項、第6項若しくは第9項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(債権の取得差額に係る調整差損益を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>14-3-3 ……………</p> <p>……………<u>法第81条の10第2項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(金銭債権の一部が貸倒れとなった場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)	
14-3-4 連結法人が <u>完全支配関係法人</u> ..... <u>当該完全支配関係法人</u> ..... <u>法第 61 条の 13 第 2 項</u> ..... <u>当該完全支配関係法人</u> .....	14-3-4 連結法人が <u>他の連結法人</u> ..... <u>当該他の連結法人</u> ..... ..... <u>法第 81 条の 10 第 2 項</u> ..... <u>当該他の連結法人</u> .....
(注) .....	(注) .....
(土地の一部譲渡に係る譲渡損益調整額の戻入れ計算)	
14-3-5 連結法人が <u>完全支配関係法人</u> ..... <u>当該完全支配関係法人</u> ..... <u>法第 61 条の 13 第 2 項</u> ..... <u>当該完全支配関係法人</u> ..... <u>当該完全支配関係法人</u> .....	14-3-5 連結法人が <u>他の連結法人</u> ..... <u>当該他の連結法人</u> ..... ..... <u>法第 81 条の 10 第 2 項</u> ..... <u>当該他の連結法人</u> ..... <u>当該他の連結法人</u> .....
(同一銘柄の有価証券を 2 回以上譲渡した後の譲渡に伴う譲渡損益調整額の戻入れ計算)	
14-3-6 .....	14-3-6 .....
..... <u>完全支配関係法人</u> ..... <u>当該完全支配関係法人</u> .....	..... <u>他の連結法人</u> ..... <u>当該他の連結法人</u> .....
..... <u>当該完全支配関係法人</u> ..... <u>令第 122 条の 14 第 4 項第 6 号</u> .....	..... <u>当該他の連結法人</u> ..... <u>令第 155 条の 22 第 3 項第 6 号</u> .....
.....	.....
14-3-7 <u>削除</u>	..... <u>(有価証券の評価損を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u> 14-3-7 <u>令第 155 条の 22 第 3 項(譲渡損益調整額の戻入れ計算)の規定の適用に当たり、同項第 4 号に規定する譲渡損益調整資産が有価証券である場合には、当該有価証券に係る譲渡損益調整額のうち同項の規定により益金の額又は</u>

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</p> <p>14-3-8 <u>令第122条の14第6項</u>……………<u>完全支配関係法人</u>……………  ……………<u>当該完全支配関係法人</u>……………適用することができる。  ……………<u>完全支配関係法人</u>……………</p> <p>(簡便法を適用した完全支配関係法人を被合併法人とする適格合併をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>14-3-9 <u>法第61条の13第5項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ</u>)の規定により連結法人が同条第1項の規定の適用を受けた法人とみなされた場合における譲渡損益調整資産のうち、<u>同条第5項の当該内国法人が令第122条の14第6項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法</u>)の規定の適用を受けたものについては、合併法人である当該連結法人において同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)</p> <p>14-3-10 <u>連結法人が令第122条の14第6項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法</u>)の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り</p>	<p><u>損金の額に算入する金額は、次の算式により計算した金額とする。</u></p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該有価証券に係る期首譲渡損益調整額}}{\text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券のその評価損を計上する直前の帳簿価額}} \times \frac{\text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券の評価損の損金算入額}}{\text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券のその評価損を計上する直前の帳簿価額}}$ <p>(譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用)</p> <p>14-3-8 <u>令第155条の22第5項</u>……………<u>他の連結法人</u>……………  ……………<u>当該他の連結法人</u>……………適用をすることができる。  ……………<u>他の連結法人</u>……………</p> <p>(簡便法を適用した他の連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</p> <p>14-3-9 <u>法第81条の10第3項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ</u>)の規定により連結法人が譲渡したものとみなされた譲渡損益調整資産のうち、<u>同項の被合併法人又は分割法人が令第122条の14第6項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法</u>)又は<u>第155条の22第5項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法</u>)の規定の適用を受けたものについては、合併法人又は<u>分割承継法人</u>である当該連結法人において同項又は<u>第8項</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算)</p> <p>14-3-10 <u>連結法人が令第155条の22第8項</u>(<u>譲渡損益調整額の戻入れ計算の簡便法</u>)の規定を適用するに当たり、同項に規定する譲渡損益調整資産を譲り</p>



三十四 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>(製造業者等が負担する為替損失相当額等)</p> <p>17-1-11 .....</p> <p>(1) .....</p> <p style="padding-left: 40px;">.....<u>令第122条の3第1項</u>.....</p> <p>(2) .....</p>	<p>(製造業者等が負担する為替損失相当額等)</p> <p>17-1-11 .....</p> <p>(1) .....</p> <p style="padding-left: 40px;">.....<u>令第122条の3</u>.....</p> <p>(2) .....</p>

三十五 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)</p> <p>17-2-10 .....<u>令第122条の3第1項</u>.....<u>同項</u>.....</p> <p>.....<u>同項</u>.....</p> <p>(算式)</p> <p>当該外貨建資産等の額につ き当該連結事業年度終了の 日の為替相場により換算し た本邦通貨の額</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>当該連結事業年度終了の日にお ける当該外貨建資産等の帳簿価 額 (同日における<u>同項</u>の規定の 適用前の帳簿価額をいう。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">当該外貨建資産等の額につき当該連結事業年度終了の 日の為替相場により換算した本邦通貨の額</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>.....<u>同項</u>.....</p>	<p>(為替相場の著しい変動があった場合の外貨建資産等の換算)</p> <p>17-2-10 .....<u>令第122条の3</u>.....<u>同条</u>.....</p> <p><u>同条</u>.....</p> <p>(算式)</p> <p>当該外貨建資産等の額につ き当該連結事業年度終了の 日の為替相場により換算し た本邦通貨の額</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>当該連結事業年度終了の日にお ける当該外貨建資産等の帳簿価 額 (同日における<u>同条</u>の規定の 適用前の帳簿価額をいう。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">当該外貨建資産等の額につき当該連結事業年度終了の 日の為替相場により換算した本邦通貨の額</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>3 .....</p> <p>.....<u>同条</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>4 本文の取扱いは、同条第2項に規定する適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する外貨建資産等について準用する。この場合、算式中「当該連結事業年度終了の日」とあるのは、「当該適格分割等のあった日の前日」とする。</u></p> <p>(適正な円換算をしていない場合の処理)</p> <p>17-2-11 ……………</p> <p>……………<u>法第129条第1項</u>……………</p>	<p>(適正な円換算をしていない場合の処理)</p> <p>17-2-11 ……………</p> <p>……………<u>法第129条第2項</u>……………</p>

### 三十六 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>19-3-16 ……………</p> <p>⑥1 ……………<u>適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下19-3-16において同じ。)</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>19-3-20 ……………</p> <p>……………<u>適格合併等(適格合併、適格分割又は適格現物出資をいう。以下この章において同じ。)</u>……………<u>当該適格合併等(被合併法人、分割法人又は現物出資法人をいう。以下この章において同じ。)</u>……………</p>	<p>(引当金の取崩額等の配賦)</p> <p>19-3-16 ……………</p> <p>⑥1 ……………<u>適格組織再編成により被合併法人等</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>19-3-20 ……………</p> <p>……………<u>適格組織再編成</u>……………<u>当該適格組織再編成</u>……………</p> <p>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>19-3-23 .....  .....<u>適格合併等</u>.....<u>当該適格合併等</u>.....    (注) .....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>19-3-25 .....  .....<u>法第 61 条の 13 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)</u>.....  .....  (注) .....</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>19-3-26 .....  .....<u>適格合併等</u>.....<u>当該適格合併等</u>.....    (1) .....  (2) .....  (注) .....</p>	<p>(予定納付等をした場合の高率負担部分の判定)</p> <p>19-3-23 .....  .....<u>適格組織再編成</u>.....<u>当該適格組織再編成</u>.....  .....  (注) .....</p> <p>(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における譲渡損益調整額の取扱い)</p> <p>19-3-25 .....  .....<u>法第 81 条の 10 第 1 項(連結法人間取引の損益の調整)</u>.....  .....  (注) .....</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>19-3-26 .....  .....<u>適格組織再編成</u>.....<u>当該適格組織再編成</u>.....  .....  (1) .....  (2) .....  (注) .....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>19-3-36 令第155条の27第5項第2号及び第6項第1号から第4号まで…… ……………</p>	<p>(連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>19-3-36 令第155条の27第5項第2号並びに第6項第1号及び第2号…… ……………</p>

### 三十七 中小企業者等である連結法人の軽減税率

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第5節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</u></p> <p><u>(大法人による完全支配関係)</u></p> <p>19-5-1 法第81条の12第6項(中小企業者等である連結法人に対する軽減税率の不適用)の規定の適用に当たり、法第66条第6項第2号イ(中小企業者等に対する軽減税率の不適用)に規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人」(以下19-5-1において「大法人」という。)による完全支配関係とは、<u>大法人が連結親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係をいうのであるから、例えば、連結親法人の発行済株式等の全部を直接に保有する法人(以下19-5-1において「親法人」という。)が大法人以外の法人であり、かつ、当該連結親法人の発行済株式等の全部を当該親法人を通じて間接に保有する法人が大法人である場合のように、当該連結親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する者のいずれかに大法人が含まれている場合には、当該連結親法人と当該大法人との間に大法人による完全支配関係があることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(資本金等の額の円換算)</u></p> <p><u>19-5-2 連結親法人が法第66条第6項第2号(中小企業者等に対する軽減税率の不適用)に掲げる普通法人に該当するかどうかを判定する場合において、当該連結親法人との間に完全支配関係がある外国法人が同号イに規定する「資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人」に該当するかどうかは、当該連結親法人の当該連結事業年度終了の時点における当該外国法人の資本金の額又は出資金の額について、当該連結事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

三十八 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20-1-5 .....</p>	<p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20-1-5 .....</p>

改 正 後

付表

組織再編成に係る主要な事項の明細書		連 結 事 業 年 度	.	.	法人名
組織再編成の態様	1	合 併・分 割 ( ) 現 物 出 資・現 物 分 配 ( . . . )	組 織 再 編 成 の 日 ( . . . )	適 格 区 分 2	適 格 (法第2条 号 該当) その他
組 織 再 編 成 に 係 る 関 連 法 人					
名 称 及 び 所 在 地	3				
株 式 保 有 関 係	4	合第4条の3第 項 第 号 該当	直接保有の株式の保有割合 間接保有の株式の保有割合	% %	(組織再編成前) (組織再編成後) % %
主 要 な 事 業 の 種 類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)
従 業 者 の 数	6	被 合 併 法 人 の 合 併 直 前 の 従 業 者 の 数 分 割 直 前 の 分 割 事 業 に 係 る 従 業 者 の 数 現 物 出 資 直 前 の 現 物 出 資 事 業 に 係 る 従 業 者 の 数	人 合 併 法 人・分 割 承 継 法 人・ 被 現 物 出 資 法 人 の 業 務 に 従 事 す る 従 業 者 の 数	人	
事 業 規 模	7	指 売 上 金 額・資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 標 従 業 者 の 数・そ の 他 ( )	左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較		
役 員 の 状 況	8	合 併 法 人・分 割 承 継 法 人・被 現 物 出 資 法 人 の 特 定 役 員			
		役 職 名	氏 名	合 併・分 割・現 物 出 資 前 の 役 職 名	
株 式 の 継 続 保 有 が 見 込 ま れ る 株 主 等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数
		(合 計) ① 株			
		被 合 併 法 人 等 の 発 行 済 株 式 等 の 数 ② 株 ①÷② %			
移 転 し た (又 は 移 転 を 受 け た) 資 産 及 び 負 債 の 明 細	10	資 産・負 債 の 種 類	帳 簿 価 額 等	資 産・負 債 の 種 類	帳 簿 価 額 等

改 正 前

付表

組織再編成に係る主要な事項の明細書		連 結 事 業 年 度	.	.	法人名
組織再編成の態様	1	合 併・分 割 ( ) 現 物 出 資・事 後 設 立 ( . . . )	組 織 再 編 成 の 日 ( . . . )	適 格 区 分 2	適 格 (法第2条 号 該当) その他
組 織 再 編 成 に 係 る 関 連 法 人					
名 称 及 び 所 在 地	3				
株 式 保 有 関 係	4	合第4条の2第 項 第 号 該当	直接保有の株式の保有割合 間接保有の株式の保有割合	% %	(組織再編成前) (組織再編成後) % %
主 要 な 事 業 の 種 類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)
従 業 者 の 数	6	被 合 併 法 人 の 合 併 直 前 の 従 業 者 の 数 分 割 直 前 の 分 割 事 業 に 係 る 従 業 者 の 数 現 物 出 資 直 前 の 現 物 出 資 事 業 に 係 る 従 業 者 の 数	人 合 併 法 人・分 割 承 継 法 人・ 被 現 物 出 資 法 人 の 業 務 に 従 事 す る 従 業 者 の 数	人	
事 業 規 模	7	指 売 上 金 額・資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 標 従 業 者 の 数・そ の 他 ( )	左 の 指 標 に よ る 規 模 の 比 較		
役 員 の 状 況	8	合 併 法 人・分 割 承 継 法 人・被 現 物 出 資 法 人 の 特 定 役 員			
		役 職 名	氏 名	合 併・分 割・現 物 出 資 前 の 役 職 名	
株 式 の 継 続 保 有 が 見 込 ま れ る 株 主 等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数
		(合 計) ① 株			
		被 合 併 法 人 等 の 発 行 済 株 式 等 の 数 ② 株 ①÷② %			
移 転 し た (又 は 移 転 を 受 け た) 資 産 及 び 負 債 の 明 細	10	資 産・負 債 の 種 類	帳 簿 価 額 等	資 産・負 債 の 種 類	帳 簿 価 額 等

改 正 後	改 正 前
組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方	組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方
<p>1 .....<u>現物分配</u>.....<u>現物分配法人</u>.....<u>被現物分配法人</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>現物分配</u>.....</p> <p>.....</p> <p>2 ..... .....<u>記載します。</u></p> <p>3 ..... イ ..... ロ ..... ハ 現物出資又は<u>現物分配</u> .....</p> <p>4 ..... .....第 12 号の 15 (<u>適格現物分配</u>) .....</p> <p>5 ..... ..... .....<u>現物分配法人又は被現物分配法人</u>..... .....</p> <p>6 ..... .....<u>第 4 条の 3</u>.....</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。 <u>イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の</u></p>	<p>1 .....<u>事後設立</u>.....<u>事後設立法人</u>.....<u>被事後設立法人</u>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>事後設立</u>.....</p> <p>.....</p> <p>2 ..... .....<u>記載し、事後設立の場合には、被事後設立法人の設立年月日を記載します。</u></p> <p>3 ..... イ ..... ロ ..... ハ 現物出資又は<u>事後設立</u> .....</p> <p>4 ..... .....第 12 号の 15 (<u>適格事後設立</u>) .....</p> <p>5 ..... ..... .....<u>事後設立法人又は被事後設立法人</u>..... .....</p> <p>6 ..... .....<u>第 4 条の 2</u>.....</p> <p>また、組織再編成の前後における同条第 22 項に規定する直接保有の株式の保有割合及び間接保有の株式の保有割合を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>数（出資にあつては金額。以下同じ。）が当該他方の法人の発行済株式の総数（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合</u></p> <p>ロ <u>間接保有の株式の保有割合 一方の法人が令第4条の2第1項及び第2項の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、当該他方の法人の発行済株式の総数のうちに占める割合</u></p> <p>7 .....</p> <p>8 .....<u>第4条の3</u>.....</p> <p>9 .....</p> <p>.....<u>第4条の3</u>.....</p> <p>10 .....</p> <p>.....<u>第4条の3</u>.....<u>継続して保有することが見込まれる株主等（当該合併に係る合併法人及び他の被合併法人並びに当該分割型分割に係る分割承継法人及び他の分割法人を含みます。）</u> .....</p> <p>11 .....</p> <p>(注) .....</p>	<p>7 .....</p> <p>8 .....<u>第4条の2</u>.....</p> <p>9 .....</p> <p>.....<u>第4条の2</u>.....</p> <p>10 .....</p> <p>.....<u>第4条の2</u>.....<u>保有することが見込まれる株主等</u> .....</p> <p>11 .....</p> <p>(注) .....</p>

三十九 還付

改 正 後	改 正 前
<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>20-2-3 .....</p> <p>.....<u>更生手続の開始</u>.....</p>	<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>20-2-3 .....</p> <p>.....<u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始</u>.....</p>

四十 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正前の1-2-3の取扱い((1)の株式の購入の部分に限る。)は、平成22年10月1日前に締結された株式の購入に係る契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正前の1-6-13、1-6-14、12-1-2、14-1-4及び14-3-7の取扱いは、平成22年10月1日前に行われた分割、事後設立又は譲渡損益調整額の計算については、なお従前の例による。</u></p> <p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の11-2-2の取扱いは、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合について適用し、同日前に解散が行われた場合については、なお従前の例による。</u></p> <p>(4) <u>この法令解釈通達による改正後の1-4-3、1-6-1、1-6-11、1-8-1、1-8-3、2-1-42、2-2-2、2-3-47、6-4-16、7-1-13、7-1-14、8-1-10、8-1-11、8-1-16、8-6-8、9-1-2、9-1-4、10-2-16、12-1-1、12-2-2、12-2-3、13-2-3、14-1-1、14-1-2、14-2-1から14-3-2まで、14-3-4から14-3-6まで、14-3-8から14-3-10まで、17-2-10、19-3-16、19-3-20、19-3-23、19-3-25、19-3-26及び20-1-5の取扱いは、平成22年10月1日以後に行われる合併、分割、現物分配(残余財産の分配にあつては、同日以後の解散によるものに限る。)又は譲渡損益調整資産の譲渡について適用し、同日前に行われた合併、分割、事後設立又は譲渡損益調整資産の譲渡については、なお従前の例による。</u></p> <p>(5) <u>この法令解釈通達による改正後の3-1-13、3-3-4、4-2-4か</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>ら4-2-6まで、8-4-6、8-4-6の2、11-1-5、11-1-6、 11-2-7から11-2-9まで、12-2-5、12-2-7及び13-3-1の 取扱いは、平成22年10月1日から適用する。</u>	